



中学校音楽の「鑑賞」に於ける批評的聴取としての 音楽的実践

| | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-04-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 貴紀 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.32150/00006090 |

中学校音楽の「鑑賞」に於ける批評的聴取としての音楽的实践

木村 貴紀

旭川校 芸術・保健体育教育専攻 音楽分野

Musical Practice as Critical Listening in “Appreciation” of Junior High School Music

KIMURA Takanori

Department of Edition, Asahikawa Campus, Hokkaido University of Education

概 要

平成20年度改訂の学習指導要領では、どの教科に於いても「言語活動」にウエイトが置かれているのが特徴的であり、音楽科もまた例外ではない。例外ではないどころか、本来言葉との間に齟齬をきたしているという音楽の性質上、これまでこの方面の検討が疎かにされてきたのはそれが不文律であるかのようなふしさえある。それゆえに今次の改訂はそのような慣習やその墨守に対する警鐘であるともとれるのだが、現場での戸惑いは一様のようなのである。本稿では、音楽の中でも「鑑賞」の領域で実際にどのような手法で言語活動と絡めていくのかを、先行研究に鑑みながら考察する。尚本稿は、今後中学校でのフィールドワークをとおしての事例研究を経て、その分析・評価へと進み、最後に改善と展望で総括するという、いわゆるPDCAのPに位置するものであり、本稿と両輪をなす試論が本稿の前段として存在していることを追記する。

はじめに

小学校・中学校を併せてでは平成24年度から完全実施となった平成20年度改訂の新学習指導要領について、特に中学校に於いては、中学1年次での「内容」の項にある「言葉で説明する」¹という文言や、中学2・3年次でのやはり「内容」の項にある「根拠を以て批評する」²という部分などに顕著であるように、今次の改訂でどの教科に於いても示されている言語活動の重視に絡めた、「批評的な聴取」というものが音楽科に於いても同様に求められているのが特徴的といえる。ことに、「改訂の経緯」に挙げられている①～③では、特

に①「思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題」

②「読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・学習意欲に課題」とあるように、何かを読み解くという基礎力が日常に於ける生活や習慣に大きく依拠しているところに着眼し、その日常での意識的な取り組みに言及されている。それは音楽に対しての態度としても、対象が音楽という実体のないものであってもそれを言語化するというやはりここでも意識的な行動が求められているものであり、逆に言えばそれだけ音楽という漠としたものがこれまでその対象相応に漠然と扱われ

てきたことの証左であることに他ならない。とはいえ音楽という領域に於ける新学習指導要領の実施は、そこには言語という限定的ないしは段階的なツールをもって、抽象的ではありながらも無段階な表現方法が可能である音楽を語るという、いわば既に齟齬が発生しているというインフラのもとにあることを前提としている上で、その両者の兼ね合いの検討が求められているという印象がある。

それではこの「批評的」であることとは、その向き合う態度や姿勢を示すものなのか、あるいは経ていく段階に於いての手続きを指すものだろうか。

当然、最終的にそれは音楽科の教師の裁量に任せられることになるわけだが、国政研（国立教育政策研究所）のアンケートにも明らかなように、「鑑賞時の感想文」というものにとどまってしまっているケースが多いというのが現状である³。しかしこれを由々しき状況と受け止めるどころか、今次の改訂そのものに対して、音楽はノンバーバルコミュニケーション手段であるという前提を持つがゆえに、それを言語化することの疑問が呈されるという論難が展開されている声もあるが⁴、多くは「批評」というものの定義の曖昧さゆえになかなか感想文の域を出ていけないという消極的な取り組みに終始していることは想像に難くない。生徒の側にしても、幼少から音楽的環境にあったわけではない生徒はもとより、そのような環境で育ってはきていてもこれまで音楽に対して漠とした印象や言葉しか持たなかった生徒たちが、前掲の「根拠をもって批評する」ことを突き付けられても、それがやはり感想の域を出ないことは自明である。そのような現況に鑑みての、だからこその日常全般にわたって常にある根拠のもとで行動することの習慣や学習が不十分な現況に対する警鐘としての今回の学習指導要領の改訂内容でもあるわけだが、そうであるからこそ小・中学校の9年間というスパンの中で体系的ないしは発展的に批評力を養おうとの標榜が示されたであろうことは想像に難くない。

そして先述した消極的な取り組みの一方で、「批評」が生起する経緯を明らかにし、その段階を踏んでいくことで、なんとか感想文にとどまらずに踏み込んでいこうとする試みもなされているが⁵、勿論そのようなある型を提示することで、生徒の思考の方向性を固めやすくするという点に於いて、あるいは集団による学習という性格や、限られた時間の中で行うという効率化も視野に入れる必要に迫られている以上、そのいずれの場合に於いても手引きの役割を果たすであろうことが認められる。ただしそれは他方で、そのように提示された手順を踏まえて、ある定型にはめ込んでいきさえすれば批評として成り立つのだと生徒が認識してしまうような、安易な取り組みないしはある類型化を呼び込んでしまう危険性も孕んでいることも否定できない。ことに学習に於いて生徒の柔軟な感受の芽を摘まないことを目的とする今次の改訂に鑑みて、音楽を聴取するという行為が人によって様々な側面から聴く可能性を持っている以上、「このように聴くのだ」と導いていくような固定した聴取やマニュアル化された扱いこそは避ける必要があり、生徒には予備知識や先入観などにとらわれることなく臨ませることで、音楽聴取に当たっての生徒に於けるある一定の自由度は確保されなければならないだろう。ただ、やはりその一方で、生徒が今までにもことあるごとに書いてきた経験を持つ「感想文」ではあるが、それとは異なった、「批評的に書く」という行為に当たっての方向性の例示など、一定の方向付けなどについての工夫は今後一層必要とされるのは明らかである。

「批評」という言葉は、自らを積極的に対象に介在させずにあたかも奥座敷から物を言うような、責任の回避とそれゆえの傍観的な態度というネガティブな解し方をされることが少なくない。一方、音楽は自発を基盤としてその種々の作業がなされるものであるのだが、それゆえ、そこに両者による音楽という対象物に対しての向き合い方の質的な相違があるのは否めない。しかし今次の学習指導要領の改訂では、その両者の差異という

か関係性をどのように折り合わせるかが改めて問われているのであり、だからこそ、言葉は自由に使い捨てられるもの、一方で音楽は楽しむものという、いずれも根源的ではあっても無邪気な取り組みのままでは、両者の齟齬は縮まらないという問題が突き付けられているのである。

よって本稿では、「感想」を超えて「批評」と呼ぶにふさわしい体裁について、こと音楽ではどのように考えていくことができるのかという点について取り扱っていきいたい。

1 音楽と音楽以外での批評の違い

本稿の前提として、まず批評に於いての、音楽と音楽以外の違いについて触れておく必要がある。

言うまでもなく、音楽は時間と不可逆的に進んでいくものであり、例えばCDなどの音源などのような便宜的にして人為的な手段を用いない限り、本来的には反復することは適わない。従って美術などに於ける、反芻も込みである性質を持つ鑑賞とは自ずと一線を画していることになるが、それでは同じ一回性の芸術である舞台芸術を引き合いとしてみても、舞台芸術が聴覚のみならず視覚も動員しての重層的な感覚を駆使した鑑賞であるのに対し、オペラなどの例外はあるものの、音楽は基本的に聴覚のみに特化した形で行われることで、この意味からも鑑賞される対象としては特異な存在といえるかもしれない。

そして当然、批評というものはある批評する対象物が先にあり、それを後追する形でその対象物について述べる作業である。音楽の場合には、CDなどで繰り返し聴くという便宜的なツールに頼るケースは今や一般的ではあるが、本来では、現れるそばから消えていってしまう「音」というものの性質上、批評の段階ではその演奏を二度と聴けないことが大前提となっているがゆえに、音楽での批評とは、その演奏を聴いた人には追体験を、一方で聴かなかった人に対しては説明や紹介という要素を、数ある類型の批評の中でも特に色

濃く含む性質のものである。この「二度と聴くことができない」という前提は、先にも言ったようなCDなどによって繰り返しの聴取が可能である現在の学習とは状況的に齟齬を生じさせるとの論難を免れないことではあるが、一回性の芸術である音楽に於ける批評のあり方として、一切の手引きなく純粹に聴覚のみで音楽を感受しようとする態度こそが、「音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じる」⁶という「音楽に対する感性」⁷の根幹をなすものと考えられる。

また、これまでのような「感想文」を音楽授業内で今後も引き続き書かせるのであれば、従来から頻繁に使用されてきた、演奏にイメージビデオなどがプラスされたような教材は、それこそその楽曲に思いを馳せるようなイメージを掻き立て、それを感想へと結びつけさせるのに有効ではあるが、先述のような音楽の特質に鑑みた時、音楽を批評的な聴取へと向かわせるその反映に不可欠である「傾聴」に特化した取り組みを阻まないものだろうかとの懸念は拭えない。このことから批評的な音楽聴取とは、ある制限がかかった上で行われることが、本来の音楽を聴取する態度として下敷きとすべきではないかと思われる。具体的には、鑑賞の前段として鑑賞を一回のみに設定することであり、この一見とるにたらない取り組みが、実は批評的な聴取に於いてはある視座から焦点的・凝縮的に音楽をとらえようとする姿勢へと結ばれ、感覚面でのみとらえることに依存しにくくなる態度へと結ばれるものと思われる。

2 これまでの鑑賞での取り組み

それではここで一旦、これまでに書かせていた「感想文」を振り返る。これまでの「感想文」では、そこに表現上の一定の制限を設けなかったことで、その内容は無秩序ともいえるほどいかようにも広がる弊害を生んできた。それと同時に、個人が感じたことはどのようなことでも尊重されるという、教師の判断に依拠するものではない性格

を持っていることで、生徒の音楽的な感受力を意図的に育成しようとする標榜にはなかなか結び付きにくかったものと目される。従ってそのような状況下では、どのような態度による聴取も記述もが許容されるという文字通りの自由記述式の作業となるのは自明で、いきおい、それはどうしてもその時にいただいたという一時的ないしは刹那的な印象として扱われやすい性質であるがゆえに、そこで生徒一人ひとりが感じた印象が鑑賞後に何らかの形で深められるなどという質的な精査がはかられることよりも、それがどのような内容であってもとにかく何らかの感想が持たれることを称揚するという、ともすれば文意的にも思想的にも建設性という一面を欠いてしまいかねないような傾向があったであろうことは想像に難くない。つまり、鑑賞という音楽聴取によって感覚という一面は磨かれるものの、それが思索性にまではなかなか行き着きにくく、ひいてはそのような巷間での見識が、音楽学習というものを、合唱や器楽を中心とした、「趣味性の高い」あるいは「演習的な科目」であるという認識に向かわせた一因でもある。勿論、世間一般での「演習的な科目」との認識が悪いわけではない。それは今触れたように、音楽が思索性を欠いても取り組める教科であるという意識に結び付けやすくしてしまうのではないかと懸念へと結ばれ、そしてそれはとりもなおさず教育現場での「鑑賞」の時間を「批評的」な聴取に向かわせにくくしてしまう一因になりかねないという危惧を孕んでいるのである。そしてそれはこれから触れる文章表現という側面にも象徴的に現れている。

3 文章表現

これは何も音楽というカテゴリーにとらわれないう、教科という枠を取り払っての感想文にもよく見られることでもあるが、比喩を多用した表現というものが、あたかもその生徒の感受性のものさしになっているような認識が見受けられる。しかしこと音楽での感想文であれば、これは一見音楽

そのものを言い当てているようでいて、やはり感覚に大きく依拠しているものであり、根拠を下敷きとした上で述べるという行為とは異なるものである。つまりその生徒にとっては音楽を感じることができてはいるものの、それをあくまで比喩といういわば別のステージで語るにとどまってしまう、自分の言葉による表現という、比喩のその先に踏み出すに至らない段階で切り上げられたのでは、音楽に対する印象は感覚に依拠する以上のものにはやはりなり得るものではない。このことから「比喩」という手法にのみ依存することなく、音楽を、「意味が段階的に限定されているツールである『言葉』というものを取って使ってみる」であるとか、あるいは『言語』という私たちにとってより身近なツールによって音楽をトランスレートしてみる」などという発想を以て、様々な角度からの思考を促す工夫が求められるのではないだろうか。

そこで「批評」の定義が問題になるわけだが、「批評」というと辞典の意味としては「なんらかの対象について一定の評価をあたえるために、その対象について吟味・検討を加えること」⁸とあるものの、これも巷間の認識としては、文字の上での「批判」と「評価」のうち実際には「批判」の方により大きな比重がかかっていると受け止められている。これは、批評とはマイナス点を探し当て、またそれをいかにして衝いていくかという行為であるというネガティブに受け止められがちであるが、更に、その何らかの落ち度を衝くことがあたかも自分の優位性を示すという権威的なニュアンスによる認識と化してしまった時などには、そのネガティブさを一層助長させてしまいかねない。だから今回のように生徒たちが音楽の聴後に何かを書こうとする際には、「それらしく書いてみよう」という意識を持ってしまうことが、今指摘したようなネガティブでかつ論点のずれた批評態度によるだけの、ただの上からの物言いとなってしまうことが懸念される。

それでは、更に視点を移動させてみた時、それが感想文ではなく批評文であるからには、そこに

はどうしても文章力が問われることになるのではないかという論点が隠見される。ここでは鑑賞の際の言語力を重視することによって国語力の高い生徒が評価され、逆に音楽を感受していてもその言語化に難のあるような生徒は正当に評価されにくいとの指摘もある⁹。だがいずれにしても、前述した自由記述を繰り返した場合、やがて文章そのものが洗練されてくるであろうことは考えられるが、それでもそれが無造作に書き続けられ、また展望を付度されることがないままに繰り返された場合、それはやはり内容的に「印象」の域を出るものではなくなるばかりか、対象となっている鑑賞した音楽作品にのみ言及する姿勢をとっていることで、その音楽作品そのもの以外の要素である、例えばその背景などに派生していきにくく、いきおい、そこでは明確な論拠へ行き着くとは考えにくい。勿論、整った文章を書くことが批評を書く際の趣旨ではない以上、例えば小説に出てくるような言い回しであったりという、いわゆる美文を目指すことが目的ではないことは言うまでもないが、批評文ととらえるに相応しいだけの論拠の明確な伝達力が求められることもまた論を俟たない。

そのように、文そのものの体裁が問われるわけではないものの、先述したような自由記述に終始させない以上、教師がその対象となる鑑賞作品ごとに設定した、その楽曲ならではの特性がいかされた項目が提示されることで、生徒は自分が聴くポイントを焦点化させることができるものと考えられる。それは確かに感想文で多く見られたような、自由記述ならではともいうべき様々な価値観による多様性が幾分限定されるのは否定できないが、それでもあるポイントに絞った中での生徒の価値観は様々に反映されるものと思われるし、却ってある制限を課しているもとの臨ませることで、与えられた条件に特化した取り組みが期待できる。

これらのことから、ここで求められるのは生徒の文章力なのではなく、どのような項目を扱うかという教師の持つ方向性が問われるといえるので

はないだろうか。これでこそ冒頭に触れた文言である「根拠をもって批評する」ことの意義が浮かび上がってくるし、音楽の中でのある要素に着目したことが掘り下げられることで、「感想」の域を脱して、音楽的な感受を言語化して具体化させるという、いわゆる「批評」に一歩近づくものと思われる。

4 教材選び

また、教材選びについても留意点の検討が必要と思われる。どのような演奏を聴かせるにしても、古今のどの演奏もがそれぞれにコンセプトを持っていることで、そこにスタンダードたり得る位置づけにある演奏というものは存在し得ない。つまり、Aという演奏では知覚できなかったことが、Bの演奏からは容易に感知できたという例は珍しくないことから、実はそれをより明確化させるには鑑賞教材の「比較」が有効ではあるのだが、これについては本稿の冒頭に既に前提として1回みの聴取を提唱していることから、ここでは鑑賞の際に「どの項目に着目させるのか」という視点に絞ってのテーマを提示を念頭に置くことで、自ずとそれに相応しい教材が絞られてくるものと思われ、また教材選びの際にはそれを意識した慎重さを以て臨む必要性が感じられるのではないだろうか。

5 根 拠

今次の学習指導要領の改訂では、これまで、「鑑賞」という、合唱や器楽演奏などと比べてともすればあまり比重がかけられてこなかったことが推測される領域に対して「根拠を持つ」ことを前提としての聴取が求められていることで、年を追うごとに、時代を追うごとにますますその傾向が強まっている、音楽に対しての「傾聴を欠く」という風潮に警鐘が鳴らされたことが認められる。ならば、ここで何を以て「根拠」とするのか明らかにならなければならないが、西園による一例を

挙げると、「批評の方法」として、①その楽曲の雰囲気・イメージ・曲想の記述から始め②それがなぜ、そのように醸成されたかという理由に進み③それらを音楽用語を用いた表現で表したあと④それらを総合して自分なりの評価をするという手法を用いて、感想文との差別化を図っている¹⁰。そこでは更に細部に至るまでの事例の報告もなされているが、ある大枠と、そのような流動的な扱いとの両輪を駆動させた取り組みによって、定型に依存することのない批評的な力を引き出せる可能性とその事例が示された。その報告からも、手法の違いこそあれ、林崎の言う「感性的側面を感じ取って終わるのではなく、聴覚をとおして構造的側面という客観的な事実を聴き取り、(その両者を)結び付ける」ことが根幹となっている観点がうかがえる¹¹。

音楽のように、時間軸に沿って進み、また現れるそばから消えてゆくという実体のないものを対象としている以上、そこに根拠を求めるのも、先述したようにやはり限定的になるのはいたしかたない部分はあるが、音楽が教科の授業として位置付けられているという大前提を踏まえた時、藤沢の言うように、音楽をとおして何を学ぶべきかという目的が曖昧では、教科としての存在意義までもが問われかねないという危険性を孕んでいる¹²。その意味で「鑑賞に於ける根拠」とは、何も「鑑賞」にのみ特化して考えるのではなく、「鑑賞」以外の領域である「歌唱」「器楽」「創作」にも内在していることの気づきを生徒たちに促していく必要があるだろう。

6 音楽授業を形作る要素

今も触れた、「音楽」という科目が「歌唱」「器楽」「創作」「鑑賞」からなっているという区分けは、ともすればそれぞれが互いに干渉し合うことなく自立している分断された4つの要素からなっているとの認識を呼び起こさせかねないが、音楽授業内で「鑑賞」をするという取り組みとは、『鑑賞』という音楽の中の一側面のみを取り扱うとい

うことではなく、新山王の言う『音の強さ』『音の高さ』『音色』と、その『並べ方』『繋げ方』『重ね方』という6つの要素がいかにして組み合わせられ、また加減調整がいかにはかられているかの妙¹³が、自分自身の演奏時とは異なる、客観的な聴き手という立場ではどのように受け止められるのかという問題として課されることになる。つまり、「歌唱」「器楽」「創作」という3つの領域が複合的に理解されて、「鑑賞」という音楽を聴取する行為にどのように反映されるのかが問われていると換言できる。

7 結 論

思えばこれまで標榜され続けてきた音楽科などの科目に於ける情操教育とは、乱暴な言い方が許されるのであれば、音楽なら音楽が溢れている環境に生徒を投げ込みさえすれば、そこで生徒は何かは得るものだという風潮ないしは過信するような傾向があったと考えられる。確かにそれで何がしかを得る生徒もいるだろうが、問題なのは、それが学校という集団による学習形態を大前提として行われる時、生徒によつての受け止め方の違いに起因する不利益を生み出さないだろうかという点にある。

これまでに述べてきたとおり、「感想」というのは何ら根拠を持たずとも感覚に依拠することで得ることができるという一面にしか過ぎないものであり、その感想と併せて音楽の構造についての言及や、音楽の背景などの周辺の要素についてなどが多層的に記述される、あるいはその相互関連にまで踏み込むという試みによってはじめて、批評としてのアウトラインがそこである程度獲得されることが考えられる。繰り返しになるものの、そのためには、鑑賞する作品に対しての教師なりの狙いの明確化・焦点化が、生徒の批評的な感受を促す鍵となると目されるのである。そこでは生徒のどのような成長を標榜して音楽教育をするのかという明確なビジョンが示されることで、これまでのように生徒自身の自発性を尊重しているよ

うでいて実は手つかずにしていた部分を、教師自身が手を入れる必要があることの認識へとつながると思われる。楽曲を聴いた感想を単なる個人的な感想に終わらせずに、裏付けとなる音楽的知識や事実などと照合させることを重ねて述べてきたのはこのことで、その感想に説得力を持たせ、その批評文の読み手に対して事実を事実として誤認することなく伝えることのできる的確な伝達力を体得するには、その根拠となるものを把握し、それを的確に反映させるだけの教師の手引きが何よりも不可欠である。そのためには、様々な生徒一人ひとりの様々な感受性を伸長し、更には生徒さえもが自ら気付くことのなかった感性をも引き出す教師の手腕が問われるところでもある。

表資料 2004

- 12 藤沢章彦『中学校・音楽科 新学習指導要領ガイドブック ポイントと事例』教育芸術社 2008
- 13 新山王政和, 菅野裕子『聴取の意識を「音の羅列から意味のある音の結びつき」へ転換させる能動型鑑賞活動への試み——「大地讃頌」を発展的な教材として自分なりの意味を持たせた聴き方を体験させた実験例——』愛知教育大学研究紀要57 2008

(旭川校准教授)

参考文献

- 1 『学習指導要領』 第3章『各学年の目標及び内容』 第2節『第1学年の目標及び内容』2『内容』(2)B『鑑賞』(1)ア
- 2 『学習指導要領』 第3章『各学年の目標及び内容』 第2節『第2学年及び第3学年の目標及び内容』 2『内容』(2)B『鑑賞』(1)ア
- 3 国立教育政策研究所『特定の課題に関する調査(小学校・中学校 ペーパーテスト・実技調査集計結果及び質問紙調査集計結果—音楽—)』2008
- 4 居城勝彦『国際理解教育の視点を生かした中学校音楽科の取り組み』東京学芸大学附属学校研究紀要2010
- 5 宮下俊也『音楽鑑賞における批評の構造と思考家庭の検討』学校音楽教育研究14 2010
- 6 『学習指導要領』 第2章『音楽科の目標及び内容』 第1節『音楽科の目標』 1『教科の目標』
- 7 6と同
- 8 森宏一編著『普及版 哲学辞典』青木書店 2000
- 9 三村真弓『中学校における音楽科の学力を確かなものとする教育プログラムの開発(3)—中学生の批評能力及び鑑賞能力に着目して—』広島大学 学部・附属学校共同研究機構研究紀要 第38号 2010
- 10 西園芳信『批評を取り入れた中学校音楽鑑賞指導の実践』日本学校音楽教育実践学会「学校音楽教育研究」第11号 2007
- 11 林崎浩恵『中学校音楽科における音楽的感受の能力を高める指導に関する研究—表現領域での批評文の活用をととして—』第48回岩手県教育研究発表会発